

指名停止措置の概要

1. 業者名及び住所

業 者 名	住 所	備 考
F B S ・ 前田建設共同事業体	東京都中央区日本橋茅場町三丁目 1 番 1 1 号	
株式会社エフビーエス	東京都中央区日本橋茅場町三丁目 1 番 1 1 号	
紫村工業株式会社	茨城県土浦市川口 2 - 1 - 1 9	

2. 措置期間 令和8年8月19日～令和8年9月18日（1か月）

3. 指名停止措置の適用範囲 工事、役務・物品

4. 事实概要

FBS・前田建設共同事業体は、本市発注の土行委第6号土浦市公共施設包括管理業務委託において、不適切な安全管理の措置により再委託先の作業員が重傷を負う事故を発生させた。

5. 措置理由

「土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱」（平成１１年３月３１日告示第２２号。以下、「指名停止等措置要綱」という。）第２条第１項、第３条第１項、同条第２項及び別表第１第７項第３号に該当。

〈指名停止等措置要綱〉

措 置	要 件	期 間
別表第 1		
7 市工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、市工事等の施工等に携わる者（以下「市工事等関係者」という。）に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。		
(1) 市工事等関係者に複数の死亡者を生じさせたととき。		当該認定をした日から 2 月以上 4 月以内
(2) 市工事等関係者に死亡者を生じさせたととき。		当該認定をした日から 2 月
(3) 市工事等関係者に複数の負傷者を生じさせたととき又は重傷者が生じたとき。		当該認定をした日から 1 月以上 2 月以内
(4) 市工事等関係者に負傷者（軽傷）を生じさせたととき。		当該認定をした日から 2 週間

問 合 せ 先

土浦市総務部契約検査課契約検査係
土浦市大和町9番1号

電話 029-826-1111 (内線) 2226、2227